

議事の運営について（案）

1. 本ワーキンググループは、原則として公開する。
2. 配付資料、議事要旨及び議事録は、原則として公開する。
但し、個別の事情に応じて、会合又は資料等を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
3. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
4. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
5. 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
6. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。